

議会運営委員会記録

令和8年5月18日(月)

開議 10時00分

閉議 12時00分

第4委員会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、
西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、山崎書記

議 題

- 1 令和8年6月定例会議に向けての決定事項等(まとめ)について 資料1

- 2 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について 資料2-1、2-2
・3月定例会議で採択された請願の反映について

- 3 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則及びマニュアルの一部改正について 資料3-1、3-2、3-3、3-4

- 4 浜田市議会基本条例の運用等について 資料4
 - (1) 政策討論会(第12条)
 - (2) 重要案件の意見交換会(第22条)
 - (3) 議員間討議(第17条)
 - (4) 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境(第21条)
 - (5) 公聴会制度や参考人制度の活用(第21条)

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 10 時 00 分 開議 〕

○岡本委員長

議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和8年6月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）について

○岡本委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1を参照されたい。4月13日の議会運営委員会で一項目ずつ検討したものを、6月定例会議に向けての決定事項等ということでまとめた。再度共通認識ということで説明する。

まず1番目、一般質問についてである。

1点目、質問時間としては、3月定例会議では試行的に実施した議員の持ち時間は30分、答弁時間と合わせて原則60分とし、議長判断で最長70分まで認めるということを決めた。

2点目、再質問についてである。答弁に対しての質問のみとし、新たな事項を質問しないことを徹底する。関連しているかどうかの判断は議長にゆだねるということである。新たな事項を質問しないというのは通告書の方にきちんと質問事項は記入しておくということである。あくまでも答弁に対しての質問が再質問であって、それは記載しておく必要はないというところである。ここは新しい取組というわけではない。これまでもやっていることだが徹底されていない部分もあるので、再度周知というところである。

3点目、遵守すべき事項についてである。従来どおり変更はないが、改めて資料作成し、6月4日の全員協議会で共有できるよう今準備中である。現時点での案ということで、本日のフォルダの中に入れている。資料一番最後のところに入れているので、案ということではあるが確認してほしい。

続いて2番目の議案質疑についてである。

1点目、所管委員会の委員の質疑としては、従来どおりであるが、付託される予定の委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。

2点目、事前通告としては、議長が通告書を確認し、所管委員会委員からの通告の場合は、市長等の考えや方針を質す場合かどうかというのは議長が判断するというところである。また、通告書には質疑事項を明記するというところである。

3点目、質疑回数については、質疑事項ごとに3回までということがこの間のところで決まったところである。

4点目、再質問としては、答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項に入れる。これは一般質問のときと同様のところである。これらにつ

いては申し合わせ事項に明記する。

続いて3番目の委員会審査についてである。

1点目、予算決算委員会の質疑時間については、一質疑につき1分ということを申し合わせ事項に明記すると決まった。時間の数え方については事務局の方で今モニターに映すことなどを検討している。

2点目、質問回数については、従来どおり制限はしない。

続いて4番目、請願陳情についてである。

1点目、採択した請願等への対応は、現在特別委員会で検討中である。

2点目の遵守すべき事項に変更はないが、各議員で再度確認をお願いする。

最後に5番目、その他についてである。

1点目で、政治倫理基準の遵守についてということで、議員の政治倫理条例があり、先般一部改正したところである。改めて各議員が遵守事項について気を付けてほしい。今特別委員会の方で逐条解説を作っている最中である。今日の午後の委員会でも協議があるが、具体的なところがその逐条解説によって分かるかと思うので、また全議員に共有したいと思う。

2点目、通告書等の各種締切時間の変更についてということで、前回了承したので、そちらについても申し合わせ事項に明記することとしている。

3点目として、前回の持ち帰り事項として議長から提案があった本会議場での服装についてである。これについては会派の意見を踏まえて、本日決定してほしい。以上である。

○岡本委員長

事務局から説明が終わった。前回の委員会で議論してもらい、決定した事項については、申し合わせ事項に明記したいと思っている。また、議員それぞれ遵守しなければならない議会での規律や、議長、委員長の議事整理等に係る資料については、現時点での案ということで配信されているが、6月4日の全員協議会で改めて全議員で共通認識をとれるようにしたいと思っている。この件についてよろしいか。

(「よし」という声あり)

よろしいということなので次に進むが、ここで事務局から最後にあった本会議場での服装について、前回の委員会で各会派に持ち帰ってもらうようになっている。そのことについて各々の会派から発言をお願いする。まず浜風の郷、いかがか。

○村木委員

浜風の郷では、従来どおりノーネクタイというものが浸透しているので、これまでどおりの形で十分かと思っている。

○岡本委員長

それでは、創政クラブをお願いします。

○大谷委員

クールビズの関係からポロシャツ等も良しとなっていたわけだが、議長の提案もあり、ポロシャツでするのであれば、まちまちにするのではなく、そろえるようにし

てみてはどうか。例えば、今日は三隅の分にそろえるとか、今日は弥栄の分をそろえるとか。やはり統一感が少しあった方が良いのではないかという声があり、必ずしもこういうふうにしてみようというところまでまとまっていないが、そういった方向性であればよろしいかということであった。

○岡本委員長

それでは市民クラブお願いします。

○小川副委員長

やはり温暖化の関係で、市の職員も含めて年間をとおして服装についてはこういうふうにしていこうではないかということがすでに決まっているので、その方向で今までどおりの形でいくべきではないかということである。

○岡本委員長

それでは最後、公明クラブお願いします。

○柳楽委員

意見が多かったが、やはりクールビズも進められているところなので、これまでどおりの対応で良いのではないかと思う。

○岡本委員長

おおむねこれまでどおりというような形である。議長からは少し服装について細かいところもあったが、一応この形で進めたいと思う。議長よろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、現在申し合わせ事項のような形で、議員が議会の会議に出席する服装は各議員の判断、要はポロシャツ、もしくは統一したポロシャツ、もしくはノーネクタイというような形にしようということ。それから、申し合わせは変更しないが、あまりにも社会通念から逸脱していると判断された場合については、議長から注意してもらおうということによろしいか。

○村木委員

統一したポロシャツということについて意図を確認したい。

○大谷委員

各地区がPRの観点からいろいろなTシャツを作っておられる。そろえるのであれば、今日は弥栄のTシャツで統一しようとか、今日は美又で作られた分で統一しようとかというのは、できるだけそろえる方向性があった方が一体感があって良いのではないかという意味合いのことである。ポロシャツの所持の有無のあり、必ずしもそれで統一ということが100%できることは難しいと思うが、持っていればその方向でやってみてはという提案であったので、より統一感のある方向性でということではまとめさせてもらったということである。

○村木委員

となると、今日は何を揃える、というのはある程度どこかで示すということか。

○大谷委員

そのことについても確かに意見はあるが、やはり議場風景は目に見えるので、そ

ういった一つの努力というものがあっても良いのかなということである。

○岡本委員長

少し私の方で調整をしたいと思うが、私はこれまでどおりという意識の中で、例えばポロシャツが、色も変わったポロシャツもあるだろう。それから各地域のイベントは、例えば金城の、三隅のというふうにそのイベントのものを着ても良いのだろうと思って、ただそれ以外のところはやはり好ましくないのかなと思っているので、現在これまでも各委員の服装の状態を見ていくと、各々のイベント、地域地域のイベントを意識しながら着用される。それから、大谷委員の意見をまた少し整理をすると、でも新しい人はポロシャツを持っていないよねという話になるから、その辺のところも難しいかなと思って、ある程度そこについては市に関連するもののポロシャツは着ても良いのかなと思っている。そういうような認識で村木委員と思う。

○村木委員

先ほど委員長が言われた、そういった意味での統一というのは可能なのかなとは思っているが、その日全部をとというのがあるのと、確かに今言われたとおり持っていない議員もいるので、難しいのかなというのはあった。そういう形の認識で良いか。

○大谷委員

可能な範囲でよろしいかと思う。できないことは当然できないので、可能な範囲であれば統一案が少しでも出るような方向性であれば良いと思う。

○岡本委員長

そういう形で、くれぐれも議長が心配されていたのは、社会通念からやはり逸脱したけばけばしいとか、何でも良いということではなくて、やはり議員としての品位を保てるような服装を、それで我々はクールビズもある中で、イベント、その地域の事業を推進させようというところもあるので、そういうことは認めながらもそういう逸脱したものは議長の判断で注意してもらおうというようなことでまとめていこうと思うがよろしいか。

○今田委員

イベントのポロシャツ以外に、黒とか白のみというポロシャツの着用はOKか。

○岡本委員長

そのことについて、私の方はOKとは思っていないが、その辺意見があれば願います。

○小川副委員長

やはりそこまで決めると、従来どおりということとはまた少し趣旨が変わってくるので、私の認識は、今、今田委員が発言した部分は認められる範囲に入っているのではないかと思った。あくまでもその華美になるようなこととか、少し社会通念的にも逸脱したような服装だというのは控えようではないかということで、その中で今まで経験上では、統一して同じポロシャツを着たいというのは多分1回あったのではないかと思う。議会全体でそういうときには全議員の合意形成のもとに全員が購入してきて写真撮影をしたこともあるが、そういうことを除けば、もちろん持っていない方

もいる中で、それを統一して色も統一するということになると思いますがそれはなかなか不可能に近いので、そうなるとクールビズだとか従来どおりの方向でというのは少しニュアンスが変わってくると思うので、そこまでは取り決める必要はないのではないかと思います。これは私の意見である。少し委員長とは認識は違うが。

暫時休憩する。

[10 時 16 分 休憩]

[10 時 33 分 再開]

○足立委員

市が行うイベント等で正式に作られたポロシャツ等は着てもらって十分構わないと思うし、ポロシャツを着られるのであれば無地というような流れで、そこら辺は最終的には議長が判断するべきところもあろうかと思う。あとはこれまでどおり、職員もジャケットでTシャツの場合もあるし、そうしたところは議員も同様の形で良いのかなと思うので、従来どおりの形でお願いできたらと思う。

○岡本委員長

今、足立委員から意見をもらった。このことについて各委員、よろしいか。

(「よし」という声あり)

よろしいということでこれで取り決めさせてもらう。それでは6月定例会議ではこのとおりとする。

2 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

○岡本委員長

次の議題に移る。議題2、浜田市議会申し合わせ事項の一部改正についてである。事務局から説明をお願いします。

○下間局長

配信した資料2-1、申し合わせ事項の新旧対照表を参照されたい。資料2-2は改正後全文である。先ほどの6月定例会議に向けてのまとめで、申し合わせ事項に反映するところを中心に掲載している。項目ごとに説明する。

項番1である。これについては通告書等の提出時間を午後2時に統一するということが決まったのでそれに伴った改正である。今までは、議案質疑の事前通告の締切り、議案質疑開催日の1日前の午前11時であったが、改正後は、議案質疑開催日の2日前、市の休日を除く2日前の午後2時に変更する。

続いて、項目の2番と3番についてである。これ合わせて改正後のところを見てほしいが、質疑の回数は制限しないというところは変わりはない。まず2番目、議案に対する質疑は議案の範囲を超えてはならない、また一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならないというところ。そして、改正後の3番のところであるが、質疑は

一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは、(1)、(2)、(3)のように、質疑事項（要旨）を通告する、また質疑事項ごとの質疑回数は3回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項に入れることとする。

項目の4番のところである。これまでと変わっていないが、委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行うというところである。5項は予算決算委員会について書かれているもので、同様の趣旨である。6項は新たに加えている。この、市長等の考えや方針を質す場合の判断は、議長が行うということである。通告書を見て議長が委員会での質疑の方で足りるのではないかというところがあれば、議長から指摘があらうかと思う。

続いて次のページである。項目5番目のところである。こちらについても先ほどの各種通告書の提出の締切りのところ、提出期限を2時に統一するということになったので、賛成討論の通告の締切りは表決予定日の2日前の午後5時、反対討論については、その翌日の午後2時ということである。

続いて、項目6番目である。こちらについても、日にち、時刻の修正、変更についてである。

項目7番目、これについても、時間を統一するということで、記載を変更させてもらった。

続いて、次のページである。項番8、個人一般質問のくじ引きの関係である。くじ引きの件については、3月定例会議の請願第86号、一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願についてというのが提出された。こちらは議会運営委員会では不採択になったが、本会議では採択された。議会としては採択ということになったので、対応が必要かと思い、今回案として記載させてもらった。くじ引きをするというところは同じであるが、通告締切直後に行われるくじ引きにより、個人質問の発言順序は決定する、くじ引きは通告書の提出順に従って行われ、ここからであるが、くじ引き直後であればというのかもしれない、当日の午後4時までであれば、議員双方の合意により発言順序を変更できるものとするというのは案で書かせてもらっている。どちらか選び、協議のうえ決定してもらいたいというところである。この後ろに書いてある、なお、発言順序確定後に議員が病気や弔事で質問できなくなった場合、その議員は個人一般質問最終日の最後に発言することができるものとする。こちらについてはもともとあった項番の11番のところにあるがこれと統合させてもらってこのところを書かせてもらったというところで、変更はない。くじ引き直後であればとするか、当日午後の4時までであればとするかというのを、この後協議で諮って決定していただきたいと思う。

項番の9である。こちらは変更というわけではないが、再質問は答弁に対しての質問とし、新たな事項は初めから通告書の項目用紙に入れることとするというのを、改めて徹底させてもらいたいという意味で申し合わせの方に入れさせてもらっている。

再認識の徹底というところである。

項番の10番、こちらは、一般質問の時間の関係である。3月定例会議では試行的に実施したが、申し合わせに入れてやっていこうということが決まったので、個人一般質問の質問時間は、持ち時間制を導入し、1人1回につき30分。答弁時間を含め60分とする。ただし、議長判断により最大70分まで認める。なお要望、お願いするだけの発言をやめるというのは、これまでどおりである。

次のページである。項番の12については、時間を2時にするというところでの、締切日の変更について記載をしている。

項番13については先ほど言った項番9に統合しているので、削除する。

項番14である。こちら予算決算委員会での事項であるが、予算決算委員会での質疑時間。一質疑につき1分とするというふうに決めたので、その旨掲載をしている。

最後の項番15であるが、締切の関係の一覧表についても、申し合わせ事項の方に入れたいと思っており、申し合わせ事項の一番最後のページに、全部の項目の締切の関係の日にち、時間の考え方について、申し合わせ事項に入れている。説明は以上である。

○岡本委員長

説明が終わった。申し合わせ事項の一部改正についてであるが、基本的には先ほどの議題1で説明し了承をもらった内容の反映となっている。なお前回の委員会で出た、一般質問説明補助資料の配信を事務局にお願いできないかという意見がある。委員長の私としては、一般質問は議員個人の責任で発言するものであり、補助資料の配信も議員個人で行うことで良いかと思っている。ただし、取扱要領にもあるとおり、議員は資料を使用するタイミングで資料番号を発言することになっている。その際、配信に手間取った場合には、事務局がその番号の資料を代わりに配信するなど手助けがあれば良いかと思っている。補助資料の配信については、このような対応でよろしいか。

○森谷議員

補助資料の配信は操作が難しく、途中で配信をあきらめてしまった。配信ではなくパネルを持ち込み置く方法であればイメージも付きやすいが認められないか。

○岡本委員長

改正ではパネルを置かず資料配信で行うこととしている。再度の改正提起ということであれば本委員会決定後に行うこと。

○森谷議員

項目14の解釈について確認したい。

○岡本委員長

細かい解釈については後で事務局に確認すること。

○森谷議員

質疑の1分とは最初の質問部分の事なのか、全体をとおしての事なのか。

○岡本委員長

細かい解釈は本委員会上で決定しない、後で事務局に確認すること。

○森谷議員

オブザーバーの発言を拒否するのは差別ではないか。

○岡本委員長

差別ではない、議事進行の妨げとなる発言は控えること。

ほかに意見がなければこのとおりの対応でよろしいか。

(「よし」という声あり)

続いて、前回の委員会で上がっていなかったが、先ほど事務局から説明があったとおり、項番8の一般質問の発言順の変更を認めるという点について、各委員と話をしたいと思う。改正案が提示されているが、どの時点で変更を認めるかという点で、くじ引き直後まで、また当日午後4時までという案の2つが先ほど事務局から示された。この件について、意見を聞きたいと思う。

○今田委員

当日午後4時で良いと思う。くじ引き直後でもくじ引きに来ていない議員もいるので、そうすると余裕を持って午後4時という決定で良いと思う。

○村木委員

私も同じである。くじ引きの代理の提出があるので、それを鑑みると、当日午後4時までということで幅を持たせた方が良いのではないかと考えている。

○沖田委員

同じである。

○足立委員

同様である。

○柳楽委員

私も当日の午後4時で良いと思う。

○西田清久委員

同じである。

○大谷委員

確認であるが、くじ引き欠席の人も午後4時までは変更可能の理解で良いか。

○岡本委員長

私の方はそういう認識をしている。

○大谷委員

ちなみに、くじ引きをした後、結果を配信できる状況等は時間的に何分後ぐらいか。

○岡本委員長

事務局答えられるか。

○下間局長

1時間以内にはいけるかと思う。

○岡本委員長

1時間以内だそうである。

○大谷委員

であれば、注意をしている人は配信を見て、1時間程度考えを巡らして、同意を求めたい人との調整をして、その上で4時まで連絡という流れになると思うが、それであればよろしいかと思う。

○岡本委員長

こちらのミーティングではそういう認識はしている。それでは小川副委員長。

○小川副委員長

午後4時まででお願いします。

○岡本委員長

全員、午後4時ということで意見を述べているので、一般質問の発言順変更については午後4時までとしたいと思う。その他の改正も含めて、この改正案のとおりでよろしいか。

(「よし」という声あり)

○下間局長

1点、くじ引きの結果の順番の変更についてである。4時までであれば順序変更できるということで今決定されたが、その旨の連絡については口頭だけでは終わってほしくないので、LINE WORKS等で、お互いの了解を得たということで連絡をいただきたいと思います。事務局宛てで良いので、LINE WORKSを使って必ず連絡を入れるようにしてほしい。

○岡本委員長

今事務局から要請があった。そういう形で各委員よろしいか。

(「はい」という声あり)

3 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則及びマニュアルの一部改正について

○岡本委員長

では、次の議題に移る。議題3、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則及びマニュアルの一部改正についてである。事務局から説明をお願いします。

○森井庶務係長

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則及び政務活動費マニュアルの一部改正についてである。初めに細則の改正についてである。改正内容については、先般4月13日に開催された議会運営委員会において、改正する方向性について事前に承認をもらっており、本日その内容、条文を提示するものである。

まず配信している資料3-1、新規・改正規程概要説明資料を参照されたい。今回の改正の目的、理由については、政務活動費を充てることができる経費の年間上限額を見直すこと等に伴い、所要の改正を行うものである。改正の概要は大きく3点ある。1点目は、政務活動費として支出することができる経費の年間上限額の廃止についてである。現行においては、インターネット使用料、アプリケーション使用料、タブレッ

ト端末使用料、事務用品、消耗品の4項目について、年間上限額1万円以内と定められていたが、改正後は年間上限なしとするものである。続いて2点目は、政務活動費として支出することができない経費の明記についてである。1件の取得価格が5万円を超える事務用品等の購入についてはできない旨を明記している。これについては、これまでマニュアルにおいて3万円を超える備品の購入はできないと定められていたが、市の財務規則の備品としての目安金額である5万円に合わせて、細則に明記するものである。3点目は、その他規定の整理として、引用条項の整理等を行っている。施行期日については、議会運営委員会での決定日とし、適用期日については、令和8年4月1日とし、令和8年度分から適用することとしている。

続いて資料3-2を参照されたい。新旧対照表である。先ほど説明した改正内容の条文を新旧対照形式で示している。赤色文字の下線部分が今回の改正か所となる。続いて資料3-3を参照されたい。先ほどの新旧対照表の改正内容を溶け込ませた改正後の細則の全文である。

次に政務活動費のマニュアルの改正について説明する。資料3-4である。マニュアルについても、ただいま説明した細則の改正内容を各費目のページに反映させている。また細則の改正内容とは別に、2点ほどマニュアルの改正をしているので説明する。1点目は、解説の追記・補強である。マニュアルの9ページを参照されたい。主な点として、留意事項のところを参照されたい。2つ目の二重丸のところで、「領収書に領収日が記載されていること」という記載を追記している。これについては、昨年度の市の定期監査において監査委員から指摘を受けた内容であり、注意喚起のため明記したものである。その下の方の5つ目の二重丸、「ポイントを利用して支払った額（ポイント充当分）については認めない」という点については、これまでと取扱いに変更はないが、マニュアル上の表記をより分かりやすくした。その下の最後二重丸については、「事務用品等の購入経費については、政務活動費の交付を受ける年度内に納品を受け、かつ、当該年度の政務活動の用に供するものであること」と追記している。これについても、これまでと取扱いは変更ないが、年度末の取扱いについてより正確に認識できるよう明記したものである。

次のページ10ページを参照されたい。宿泊料の上限額の変更について説明する。宿泊料は実費が対象となるが、上限額については、浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則に準拠することとしている。このたび、令和8年5月1日付けでこの施行規則が改正され、都道府県別の宿泊料の上限額が変更となったので、新たに適用となる改正後の上限額を記載している。例えば東京都であれば、上限額27,000円、島根県であれば上限額16,000円となる。なお、この上限額の変更については、市の施行規則の改正に合わせて、令和8年5月1日以降の宿泊から適用となる。説明は以上である。

○岡本委員長

説明が終わった。この件について、意見などはあるか。

○森谷議員

議員の4年目の最後の年度はどういうふうになるのか。納品日とか、検収日とか。

○森井庶務係長

最後の年度は、任期が令和11年の10月22日になると思うので、10月22日までは納品、検収されている必要がある。

○森谷議員

もう一つ、出張のときに宿泊施設に泊まらず、知り合いの家とかそういうところに泊まることは問題ないか。

○森井庶務係長

政務活動費の交付の対象となるのは、あくまで実際に支払われた実費が原則となるので、費用のかからないところに宿泊された場合は、費用がかかっていないので対象にはならない。

○森谷議員

費用がかからないところへの宿泊は可能ということか。

○森井庶務係長

可能である。

○今田委員

今のタイミングはこの赤字の修正部分だけの質問と考えて良いか。ほかの修正が所以外のところで少し質問をしても大丈夫か。

○岡本委員長

結構である。

○今田委員

10ページの調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費に係る旅費などのガソリン代のところであるが、視察前にガソリンを満タンにし、終了後再度満タンにして現金で支払うということで領収書を付けると思うが、視察前にガソリンを満タンにして視察に行き、視察先とは別のところを回ったとしても、帰ってきて満タンにすれば現金が支払われるので、今グーグルマップなどで最短距離なども出るので、それに市で運用されている職員へのガソリン代の単価を掛ける方が、不正防止にもなるのではないかという気がしている。もしこれが作られた経緯がまたあるということであれば、適応しなければいけないのかなという気はするが、質問する。

○森井庶務係長

ただいまの移動の際の距離掛ける単価でガソリン代、いわゆる交通費を支給するというのは、市内に限定した調査などに限って適用することとされている。過去の経緯を見ると、令和6年2月に議会改革特別委員会の方で議論され、市内のみはこういう取扱いをしようということで決まったようである。その経緯としては、やはり政務活動費は実費での支払ったことに対する補填交付が原則ということがあるので、やはり原則はかかったガソリン代に対して領収書を提示いただき、それに対して交付するというのを原則にしようということであったようである。市内については、距離が短いのでその都度満タンにするということがなかなか難しいので、そこは柔軟に対応するという事で市内に限って距離で算定するという事を当時の委員会で判断されたよ

うである。

○今田委員

領収書ありきの話ということでこの規定が決まっているということで承知した。

○岡本委員長

ほかにはないので、政務活動費の交付に関する細則及びマニュアルの一部改正については、この改正案のとおりでよろしいか。

(「よし」という声あり)

それでは、このとおり改正することと決定する。事務局は改正の手続を行い、議員への周知やサイドブックス内の資料、ホームページの変更などをお願いする。

ここで暫時休憩する。

[11 時 02 分 休憩]

[11 時 12 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。議題4、浜田市議会基本条例の運用についてである。資料4を参照されたい。前回の委員会で、(1)の自由討議については、6月定例会議で一般質問に関する自由討議を最終日の全員協議会で行うことを試行的に実施してみることが決まった。一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に募集し、出たものを全議員に周知する。事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。以上が自由討議の実施についてである。

本日はその続きから協議する。先般積み残しの形で残っている、政策討論会について、重要案件の意見交換会について、議員間討議について、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境についてということが、各々の会派に持ち帰っていただいた内容が記載されている。

(2)政策討論会について、前回、現在常任委員会で持っている課題を試行的に取り上げたいという提案をもらっている。これについて、確認や質問などはないか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩する。

[11 時 13 分 休憩]

[11 時 36 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。暫時休憩の中で、委員と意見交換をさせてもらった。各会派からいただいたものをいろいろな視点で協議したが、このまとめた形を事務局から大まかに説明をお願いする。

○下間局長

意見をいろいろ聞かせてもらった。定例的に何月に開催するというのではなく、以前、令和7年の2月に議会改革の特別委員会で決定した事項と同様なことになろうかと思う。次の事項について改めて全議員が認識を共有することにより、政策討論会の積極的な開催と活用を図ることとするということで、1点目、今の取組課題について言えることだと思うが、各委員会で所管事務調査などで取り組んだ結果を委員会の提言として提出しているが、議会全体としての政策提言とするため積極的に政策討論会を活用すること。そういった取組課題について、政策討論会を開催すれば良いというところである。

開催時期についても意見があった。でき上がってしまってから政策討論会を開くのであれば、なかなか議員の意見を反映するということが難しくなるので、3点目に書いてあるように、政策討論会の開催に当たっては、提言書や政策立案書などの完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書などに反映可能な時期を考慮して開催すること。また、多様な考えや意見を持つ議員が十分に議論し相互に理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るという過程を意識しながら、委員会における建設的な討議をすることということで、定例化ではないけれど必要に応じて積極的に政策討論会を開催するような意識を持って委員会活動を行うというところが3番目に書いてある。

追記して2点目についても、常任委員会だけではなく議員個人や会派、議連などからも議題として政策討論会は開催することができるというところで、積極的にいろいろな場で政策討論会を活用していけばということが、この特別委員会の中では結論出されている。これが今回の基本条例の見直しに合わせても同じことが言えるのであれば、こういった結論で良いのかなと思うところである。

○岡本委員長

今回協議した内容は、各会派に持ち帰って伝えるということが必要だと思うが、事務局から何か簡単な書面など出せる要素があれば、少し工夫してほしい。こういうことで決まったという議事録的なことになるが願います。

ここで暫時休憩する。

[11 時 40 分 休憩]

[11 時 56 分 再開]

○岡本委員長

会議を再開する。重要案件の意見交換会について各会派から自由に意見をいただいた。重要案件の意見交換会の実施要領等を示しながら事務局が説明したが、事務局の方で少し修正をした方が良いということがあるようなので、そのことも含めて事務局から発表していただき、まとめたと思う。事務局長願います。

○下間局長

今配信したのが重要案件の意見交換会規程である。第3条を参照されたい。意見交換会の開催については、1項のところに常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったときというふうに、議会側から開催をしたいときのところ、後2項の方では、市民から申込みがあったときのこと。3番目のところで、議長が必要があると認めるときという大きく3つのやり方がある。なかなか2項の市民からの申込みがあったときというのが申込みがないところではあるが、それについてはもう少し周知を図るなどして、市民にこういった重要案件の意見交換会が議会としてできるということの周知も必要かと思う。

ただ、1項のところで、各委員会からも意見交換会を開催することができるようになってきている。今取組課題等で、各常任委員会において団体等といろいろなところで意見交換会が積極的に進められており、そういったところは今もやっていることではあるので、そこをしっかりと引き続きやっていただく。さらに今送った重要案件の意見交換会実施要領がある。第2条のところに、意見交換会の案件について、年度末に案件を各常任委員会から出していただいた。今、1から7の7項目の案件について、重要な案件ということで意見交換会がこのテーマで開催できるという要領になっている。1から6については、例えば公共交通についてとか具体的なテーマが掲げていると、重要案件の意見交換会がこういったテーマでできるということになりやすいかと思う。7番目に今、産業建設委員会所管事項についてということだけ載せているが、これがあるから産業建設委員会は市民団体等といろいろな産業建設の所管のテーマで意見交換会ができるということがある。同様に、総務委員会や文教厚生委員会も同じような書きぶりで、1項目ずつ追記をして全部で9項目となるよう改正することによって、各常任委員会が積極的に市民団体等に意見交換会が実施できるような要領の改正を行って、重要案件の意見交換会が積極的にもっと効率よく活発に行えるようになるかと思うので、そういったところの案を考えてみたいかと思う。

○岡本委員長

今、事務局長から提案という形で出たので、そういう形で対応する。今、示している案については(2)まで行ったが、(3)及び(4)の議員間討議、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境、それから公聴会制度や参考人制度の活用については、次回の委員会で協議したいと思う。

それでは次回は、6月11日木曜日10時から開催する。最後にはお願いだが、本日の内容について必ず会派で共有してもらおうようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 01 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 岡本 正友

